

京丹後市入札監視委員会(平成20年度第1回) 議事概要

開催日時	平成21年3月25日(水) 午後3時～午後6時30分	
開催場所	ルビノ京都堀川 3階 嵐山の間 (京都市上京区東堀川通下長者町下ル)	
出席委員氏名(職業)	角田 暁治(大学院 准教授) 田辺 保雄(弁護士) 村尾 愼哉(公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ(大下副市長) 2 委員長の選出 ・委員の互選により委員長に角田委員を選出 ・委員長から委員長代理に村尾委員を指名 3 入札監視委員会、市の入札・契約制度(説明) 4 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 5 次回抽出委員の選出 田辺委員を選出(五十音順で持ち回り) 6 閉会あいさつ(藤原総務部長)	
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年9月30日	
抽出案件	総件数 6件	(備考)
一般競争入札	-件	対象件数 114件
公募型指名競争入札等	-件	
希望確認型指名競争入札	1件	
通常指名競争入札	4件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、特段、意見具申すべき内容はない。	

別紙

「4 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 (仮称)京丹後市立丹後保育所・幼稚園新築工事(建築主体工事)

意見・質問	回答等
参加資格者数について 市内業者を対象とする場合に、参加資格者の総数を考慮することはあるのか。	建築工事については、A等級の市内業者が4者しかいないというような地域的な事情がある中で、今後は、一般競争入札にしつつも、できるだけ現行の市内業者優先発注を暫く続けていかなければならないと考えております。
地域要件について(1) 総務省の見解は求めたことがあるのか。	求めたことはありません。
地域要件について(2) 他市町村はどのように対応しているのか。	他市町村でも地元業者優先で発注しているのがほとんどです。
業者支援策について 業者支援については、地域要件等を設定し、競争入札で対応するのではなく、地域建設業経営強化融資制度等を充実して対応すべきで、競争入札においては、公平な競争を図る方が制度の趣旨から言えば、望ましいのではないか。	地域要件の撤廃は、実情としてはなかなか難しいと考えておりますが、地区要件(旧町単位での発注の縛り)等は、順次撤廃しながら、徐々に競争性を高めていきたいと考えております。

2 平成20年度 宇川統合簡易水道 遠下導水管・井谷配水管布設工事

意見・質問	回答等
最低制限価格の設定について(1) 最低制限価格の設定対象としている工事は、どのような工事か。	130万円を超える工事を対象としています。 なお、解体工事やガードレール設置工事のように目視により検査が可能で、品質にあまり影響のない工事又は目的物の取替えが出来るような工事については、最低制限価格を設けない場合もあります。
最低制限価格の設定について(2) 本案件について、最低制限価格を予定価格の85%に設定	水道工事は、経費率が薄いことから、たまたま、上限の85%に取り付いたものと思われます。

した経緯は。	
発注標準について(1) 発注標準の法令等の根拠は。	京丹後市建設工事指名競争入札等の指名及び選定要領によります。
発注標準について(2) 発注標準という考え方は、広くどこの自治体でもあるのか。国も同じルールか。	どこの自治体でも設けております。また、国においても同じようなルールです。
最低制限価格の設定について(3) A等級の業者であれば、ある程度の信用もあり、取引規模も大きく、技術者も確保できる等、会社として一定レベルを保っていると思われる。今回の入札では、落札者と最低制限価格未滿により失格となった業者との金額の差が約2百万円で、工事価格の10%程度の差となっている。もともと、一定レベルの業者を選定して入札をしているのであれば、この約2百万円の差で、著しい手抜き工事が行われるとは考えにくい。敢えて最低制限価格を設ける必要はないのではないか。	現状では、A等級の業者のほうが下位の等級に比べて競争が激化しており、最低制限価格を設けなかった場合、企業体力的にもたなくなる価格で受注しようとする業者が出てくると思われる。 また、国からも最低制限価格を導入・活用するよう指導があります。 なお、本市においては、地域産業の中核である建設業の健全な育成を図る観点から、最低制限価格を導入した経緯があります。
施工中の倒産件数について 施工中に、倒産した業者はどのくらいあるのか。	今年度でだいたい7、8社程度の倒産がありました。

3 ため池等農地災害危機管理対策事業 平成20年度先の枝池改修工事

意見・質問	回答等
再度入札について(1) 再度入札の件数は多いのか。	手元に資料がないのではっきりとは分かりませんが、少ないものと思われます。
再度入札について(2) 再度入札に対する市の考え	再度入札の件数は、A等級の工事では少なく、B・C等級の

方は。	<p>工事では多いという傾向にあります。</p> <p>再度入札の原因は、業種業態にもより、災害や地区要件、発注する工事の諸経費率の差等と考えています。</p>
-----	--

4 大宮町上常吉消防車庫新築工事

意見・質問	回答等
<p>入札金額に対する事情聴取について</p> <p>再度入札時の入札金額について、落札業者を除く残りの3者について、入札金額がぴったり一致しているが、これについて事情聴取等はしないのか。</p>	<p>事情聴取は、特に行っておりません。</p>

5 菅地区管渠布設工事その6

意見・質問	回答等
<p>違算について</p> <p>本案件については、違算が判明したため、設計図書の見直しを行い、再度指名競争入札を行ったとのことだが、違算の概要と違算が判明した時期は。</p>	<p>入札参加者から提示してもらった工事費内訳書について、市の設計図書と比較し、分析した結果、違算が判明しました。</p> <p>違算の内容については、推進工事における薬液注入の積算において、4本あたりの単価を1本あたりの単価と勘違いして積算していたことによるものです。</p>
<p>設計の見直しについて</p> <p>設計の見直しは、すべての案件についてするのか。今回は、10者中9者が最低制限価格未満で失格となったため、入札が中止となり、設計の見直しを行ったが、仮に落札者がいた場合は、違算が発見できたのか。</p>	<p>今回の案件は、たまたま10者の入札参加者のうち9者が最低制限価格未満で失格となったため、疑問を抱き、調査を行っております。仮に、落札者が決定し、工事施工中に明らかに設計が間違っていると気がついた場合は、変更契約を行うことで対応する場合があります。</p>
<p>変更契約について</p> <p>違算は、市側の問題で、業者側からすれば、市から示された設計図書による工事を適法に受注しているわけであ</p>	<p>入札方法としては、図面発注が基本ですが、金抜きの数量表を出して発注しているのが実態で、入札参加者は、市の示す数量表を基に、入札参加者毎の単価を設定し、入札に臨んでくるため、その基となった数量表の数量が大きく間違ってい</p>

<p>り、市の計算が間違っていたから、契約金額を変更するという理屈はおおるのか。</p>	<p>たということであれば、請負者にその分の金額を負担させるということにはならず、協議の結果、お互いに合意ができれば、変更により対応しております。</p>
<p>最低制限価格の設定について(1)</p> <p>当初の入札でほとんどの業者が最低制限価格未満で応札し、設計を見直した後の入札でも、同様にほとんどの業者が最低制限価格未満で応札している。これだけほとんどの業者が最低制限価格未満になっているということは、最低制限価格未満でも今回の工事の施工はできたのではないか。</p>	<p>今回のような結果になった原因としては、単価表がない部分について、専門業者から徴取した見積書により積算しており、市の積算においては、上部機関等の指導により、見積価格に歩掛をせず積算していますが、入札参加者側では、専門業者の見積価格について、掛値で積算したため、その誤差が発生したのではないかと考えております。</p> <p>もう一つの原因としては、一般土木工事であれば、京都府の発注する案件も多くあるため、積算の仕方に業者も慣れていますが、下水道工事等は京都府が発注する案件がないため、業者の不慣れから、このような結果になったと思われます。</p>
<p>最低制限価格の設定について(2)</p> <p>今回の入札結果から、設定された最低制限価格そのものが高かったのではないかと考えるが、応札金額に応じて最低制限価格を設定する変動性最低制限価格については、検討されないのか。</p>	<p>変動性最低制限価格は、応札金額の平均により最低制限価格が算出されるため、仮に多くの業者が低入札を行った場合は、企業体としての生命維持ラインを割った価格で仕事を受注し続けることになり、合理性がないと考えております。</p> <p>中央公契連が発表している最低制限価格は、一定の根拠に基づいていると思われることから、現時点では、この算定式以外のもので最低制限価格を設定する予定はありません。</p>
<p>見直し後の設計図書について</p> <p>業者に提示した見直し後の設計図書は、見直し前のものと同じ設計図書を提示したのか。</p> <p>当初の入札と設計を見直した後の入札において、応札金額がほとんど変わらない業者もあれば、1千万円くらい応札金額が変わっているところもあり、非常に奇異に感じられるが。</p>	<p>推進工法の中には、先導体駆動方式と立坑内駆動方式と大きく2つの方式があり、発注側で考えていた方式としては、先導体駆動方式を考えていましたが、当初の設計図書では、先導体駆動方式であることが読み取りにくい内容となっていたので、見直し後の設計図書では、先導体駆動方式で考えていることを明示しました。</p> <p>当初から先導体駆動方式と分かっていた業者は、応札金額が大きく変わらず、先導体駆動方式だと分からなかった業者は、応札金額を大きく修正した結果と思われます。</p>

<p>チェック体制について（要望）</p> <p>今回の設計の誤りの原因を明確にし、チェック体制を強化することで、積算誤りがないようお願いしたい。</p>	
---	--

6 網野地区管渠布設工事その 15 に伴う水道補償工事

意見・質問	回答等
<p>一括発注について</p> <p>水道補償工事を随意契約で発注しているが、下水道工事（管渠布設工事）と水道補償工事は、表裏一体の工事と思われる。水道補償工事を随意契約として発注するのではなく、下水道工事と一括して、競争入札で発注することは可能か。</p>	<p>水道補償工事を随意契約で発注する方法と競争入札で発注する方法については、それぞれ一長一短があり、水道補償工事を下水道工事と一緒に競争入札に付していた時期もありましたが、その場合、水道課に書類が残らないという問題が生じ、いろいろと議論を重ねた結果、現在は、書類が水道課に残る方が望ましいとの判断で、水道補償工事については、随意契約にて発注を行っております。</p>
<p>他市の発注方法について</p> <p>水道補償工事の発注方法について、他市の発注方法はどうか。会計区分が下水道特別会計と上水道の企業会計と異なり、形態が全く異なるのが、大きな障害との説明だが、この問題をクリアしている市はあるのか。</p>	<p>この問題は、内部でどのように整理をしたら良いかという話のため、クリアしている市はありと思われれます。</p> <p>本市においても、何度もこの件について協議を重ねていますが、未だ合意に至っていない部分があり、当面の間は、現行の方法で発注を行っているというのが現状です。</p> <p>他自治体の方法については、下水道工事と水道補償工事を一本で発注したり、別々で入札したりと、発注方法については、自治体ごとに様々であると聞いております。</p>
<p>落札率について</p> <p>下水道工事を受注すれば、水道補償工事をほぼ 100%近い請負率で随意契約できることになる。そうすると、水道補償工事というおまけが付いてくることを見込んで、下水道工事を多少無理してでも受注しようかということにもなりかねないので、例えば、競</p>	<p>管渠布設工事は下水道工事で、水道補償工事は水道工事になるため、それぞれ設計基準が異なり、諸経費率が異なることから、なかなか整理が難しいと思われれます。</p> <p>水道補償工事は、土工が多い下水道工事と異なり、材料費の比率が非常に高くなり、ほとんどが材料費と言っても良いくらいのため、水道補償工事を下水道工事と同じ請負率で施工が可能かという問題があります。また、水道補償工事と下水道工事をあわせて発注した場合、結果として、下水道工事の請負率が上がる可能性もあり、現在検討中です。</p>

<p>争入札を行った下水道工事の請負率を、そのまま水道補償工事にスライドさせて随意契約を行う等検討されたい。</p>	
<p>発注方法について（要望） この件については、引き続き検討をお願いしたい。</p>	

「4 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

意見・質問	回答等
(特になし)	